

令和6年度

加茂市空き店舗対策事業費補助金

補助対象者

- 商店街エリア内の空き店舗等に出店する個人または法人
- 当該エリア内での移転等ではなく、当該事業を3年以上継続する見込みがあること
- 賃貸借契約を締結する空き店舗等の所有者と三親等以内の親族でないこと
- 出店後、各商店街振興組合に所属すること
- 市税を完納していること
- 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと

補助対象事業

製造業・小売業・飲食業・サービス業など加茂市内中心市街地の活性化につながる事業が対象

補助対象経費・補助率

- 改修費用（内装・外装） 補助率1/2
- 改修費用（トイレ改修） 補助率2/3
- 賃借料 補助率最大6か月分
- 改修費用および賃借料の合計

補助上限額

100万円



【お問い合わせ先】
商工観光課商工振興係
〒959-1392 加茂市幸町2-3-5
TEL：0256-52-0080（内線133）
E-mail：syoko@city.kamo.niigata.jp

補助対象期間

交付決定日から令和7年3月末日まで

申請期限

令和6年7月31日（水）

申請方法

申請には加茂商工会議所の支援が必要です。

①申請準備

加茂商工会議所の支援を受けながら事業計画書を作成

②補助金交付申請

申請書類を商工観光課へ提出

③交付決定

申請書類を審査し、交付の可否を通知します

④事業の実施

交付決定日以降に事業を実施

⑤実績報告書提出

事業終了後、報告書類を商工観光課へ提出

⑥補助金額確定

報告書類を審査し、補助金額を確定し通知します

⑦請求書の提出

請求書を商工観光課へ提出

⑧補助金の振込

指定の口座へ補助金を振り込みます

営業を開始したら、開始したことを報告してください

詳しくは補助金交付要綱をご確認ください。
申請書類はHPからダウンロードできます。



市HPは
こちら